

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザにかかった場合「出席停止」になります。出席停止の目的は、学校という集団生活の場における「感染拡大を防止すること」です。無理せずに自宅でしっかり療養し、回復することを願って設定されています。健康・安全な学校生活を送るためにも、学校では、インフルエンザに関して下記の通り対応しています。

出席停止期間：「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」
(学校保健安全法施行規則第 19 条)

出席停止期間は、ウイルスを排出しており他人へうつしやすい期間と考えられています。

＊「発症」とは、受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(発熱等)が始まった日です。そのため、病院受診時に医師に発症日の相談・確認をすることが必要です。

＊出席停止期間が終了し、登校する日は、「インフルエンザ治癒報告書」を保護者が記入し、学校への提出をお願いします。医療機関で発行する治癒証明書の代わりになります。

出席停止期間の例をあげていますので、参考にしてください

		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目			
例 1	発症後 2 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目		
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	登校 可能		
例 2	発症後 3 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 6 日目		
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	登校 可能		
例 3	発症後 4 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 7 日目	
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	登校 可能	
例 4	発症後 5 日 目に解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 8 日目
		出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	出席 停止	登校 可能

1 日中、平熱だった日が「解熱の日」です。その翌日から解熱後 1 日経過になります。

1 日中、平熱だった日が「解熱の日」です。その翌日から解熱後 1 日経過になります。

＊その後は、解熱した日によって出席停止期間が延びていく